**全国盲ろう者団体連絡協議会機関誌**

**第１７号**

**２０１６／０２／１５発行**

**発行**

**全国盲ろう者団体連絡協議会**

**連絡先**

**〒114-0034**

**東京都北区上十条１－５－１－１０４**

**電話兼FAX 03-5993-4396**

**E-mail taikyoku194tyakugan@ip.mirai.ne.jp**

**URL http://www.db-tarzan.info/jfdb/**

**口座**

**ゆうちょ総合口座**

**記号１２１７０　番号８５８２４０６１**

**名義　全国盲ろう者団体連絡協議会**

**機関誌の無断転載を禁じます。**

**全国盲ろう者団体連絡協議会（以下、「連絡協議会」という）**

**＜目次＞**

**１　ご挨拶**

**２　障害者政策委員会が取り組んでいること
３　東海・北陸ブロックの動き
４　連絡協議会の活動報告**

**５　連絡協議会加盟団体**

**６　編集後記**

**１　ご挨拶**

**会長　　高橋　信行**

**残寒のみぎり、貴団体におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。私の盲導犬フォリィなどは犬のくせに暖かい場所を好むようで、ヒーターの前に居座っておりますから、私も
「まだまだ寒いよね」とカイロを背中に貼って外出する毎日です。
　さて、私は今年度、全国盲ろう者協会(以下「協会」)が実施する３つの研修会に講師として参加させて頂きましたので、それらについての感想などを少し述べさせて頂きたいと思います。
　まずはなんと言っても「ニューリーダー育成研修会」についてです。全国の盲ろう者団体からリーダーの卵たちが沢山集まってきていました。みなさん、その表情は真剣で、熱心に講義を聞き、討論に参加し、堂々と自らの意見を発表していました。すばらしい、この国にはこうした盲ろう者のリーダーになる人がこんなに沢山いるんだなと大変心強く思った次第です。
　次に、「盲ろう者向け通訳・介助員現任研修会」についてです。既に通訳・介助員として専門的な知識・技能を持ち、日々、盲ろう者への支援をしている方々が、その技術を高めようと、各々の時間とお金を使って参加しているこの研修会は、やはりただならぬ気迫がありました。全体会ではパネラーの盲ろう者の一言一言から何かを学び取ろうと食い入るように聞き入っていましたし、その後の分科会では、己の通訳・介助技術にさらに磨きをかけようと血眼で実習に取り組んでいる姿がありました。既得のレベルに甘んじることなく、常に向上心を持って活動する通訳・介助員の生き方には本当に頭が下がる思いでした。
　最後に「盲ろう者向けパソコン指導者養成研修会」についてです。２つのコースに分かれて行われていました。画面ユーザー向け指導者コースでは、パソコンやiPadの画面表示を見やすく設定した上で、マウス操作支援ツールや使いやすいソフトを活用して、視力の残っている盲ろう者がこれらを使えるように指導する技術を研修していました。点字ユーザー向け指導者コースでは、盲ろう者が、ブレイルセンスを使ってメール、ニュースリーダー、サピエ図書館などを活用できるように指導する技術を研修していました。これらの指導者としての技術を身につけた皆さんが、各々の地域に帰って、そうしたニーズを持つ盲ろう者に指導することで、ITを活用できる盲ろう者がどんどん増えるのでしょう。
　さて、これらの３つの研修会はある意図を持ってリンクしていると私は思うのです。なぜならこの３つの研修会により、目と耳の両方が不自由なのにも関わらず、IT機器を使いこなし、ホームページを読むことで社会の動きを知り、メールやメーリングリストを活用することで、沢山の人と協議したり必要な指示を出したりできる盲ろう者のリーダーを誕生させることができるからです。
　そしてさらに、極めて専門性の高い通訳・介助員がそのリーダーを支援するのです。各盲ろう者団体をそうした盲ろうのリーダーとそれを支える支援者が引っ張っていけば、盲ろう者団体の全体を底上げしてゆくことで、盲ろう者福祉は次のステップに進められることでしょう。
　今回は協会の行っている沢山の事業の中から、３つの研修会を取り上げて書きました。協会はそれ以外にも、盲ろう者を応援する沢山の事業を行ってくれています。大変ありがたいことです。私たち盲ろう者は、そうした応援に常に感謝するとともに関わる皆さんの気持ちや労力を無駄にしないように、がんばっていかなければならないと思います。
　どうか、皆さん、これからも力を合わせてがんばっていきましょう。よろしくお願いします。

２　障害者政策委員会が取り組んでいること**

**「障害者権利条約の監視に関する政府報告の準備が進められました」
副会長　　門川　紳一郎

　ここしばらくの間、「障害者政策委員会」（以下、政策委員会）に関する報告が途絶えていました。今回、特に昨年の夏以降の政策委員会で議論のあったことを中心にご報告します。
　ご存じのように国際人権条約の一つに「障害者権利条約」がありますが、日本は２０１４年１月にようやく批准しました。そして、本条約第３３条には、「条約の実施を監視するための枠組みを国内に設置すること」と定めていることから、日本では、条約の監視機関として内閣府に「障害者政策委員会」が設置されました。
　また、同条約第３５条では、「条約に基づく義務を履行するためにとった措置等に関する包括的な政府報告を、条約施行後２年以内に国連・障害者権利委員会に提出すること」と定めています。つまり、条約の監視機関である「政策委員会」は条約の実施状況を監視した結果を、「第１回日本政府報告」として施行後２年となる２０１６年２月までに国連・障害者権利委員会に提出しなければなりません。
　昨年夏以降の政策委員会では、わが国における条約の実施状況の監視作業がおこなわれました。そして、１２月の第２８回政策委員会で政府報告書の原案がまとまり、本年２月の提出を目指しています。
さて、条約の実施状況についてですが、私は盲ろう者の立場から主に次の２点に絞って政府報告に盛り込んでほしいことを、政策委員会の場で提案しました。
１．第２条「定義」の中の「言語」について
　条約では「言語とは、手話、音声、その他の形態の非音声言語」と定義されています。しかし、改正障害者基本法（平成２３年度より施行）第３条の３として言語の定義がありますが、ここには手話についての記述があるにも関わらず、その他の非音声言語についてはその文言すらありません。
２．第２４条の「教育」について
　障害者権利条約で唯一「盲ろう」の文言が使われています。ところが、今回の政府報告には「盲ろう教育」についての記述が見られません。
　これら２点のポイントについて、政策委員会の委員長に対して、私から下記の要望を提出しました。
以下はその要望内容の抜粋です。

　前略
第２６回障害者政策委員会の資料として配布されました「障害者の権利に関する条約　第１回日本政府報告」案について、次のとおり意見を提出いたします。
何卒、趣旨をお汲み取り頂きますようよろしくお願い申し上げます。
１．報告案の第２４条部分について
　　（中略）
特別支援学校学習指導要領に関する記述があるが、盲ろう児童生徒の教育に特化した学習指導要領についての記述がないことについて、盲ろう児童生徒に特化した記述を加えていただきたい。
理由：障害者の権利に関する条約第２４条の３項のＣには、次のように定められている。
「盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、・・・（以下、省略）」
　原文では、盲聾＝deafblindという英単語が当てられている。また、この文言が条約に盛り込まれることが決まったのは、第７回アドホック委員会においてのことであり、それ以降、「deafblind」の英語表記は世界標準となりつつある。教育の条文に「deafblind」が入れられたことは、盲ろう教育がいかに重要であるかが認識されたものである。
　条文では、盲人、聾者または盲聾者と並列で記述されているのであるから、盲ろう教育についても報告書に盛り込んでいただきたい。
　学習指導要領に書かれていないのであれば、その現状に関する報告を掲載すべきである。

２．言語の定義について
　権利条約第２条の言語の定義にある非音声言語について、次回の障害者基本法改正の際には手話だけにとどまらずそれ以外の非音声言語についても盛り込むことを検討課題として記載していただきたい。
理由：権利条約の同条文の中に「その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。」と、言語についての記載があるが、同条約第２条の定義において、言語とは次のように定められている。
「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」
　一方、改正障害者基本法第三条の三では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と規定されている。その中で言語がかっこ付きで（手話を含む。）と記載されていることについて、政府報告でも、このことに触れていただきたい。
　さらに、この「その他の形態の非音声言語」という記述は、同条約における「言語」の定義を構成するきわめて重要な要素であることを看過してはならない。
　しかし、報告案では、音声でもなく手話でもない、その人なりの言語体系があることが除外されている。特に先天性の盲ろう児・者をはじめ重度重複の障害児・者の多くが、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達、その他様々な意志疎通の形態による特殊な非音声言語を用いている点に留意して記載していただきたい。
　以上。

　これらの要望について、政策委員会委員長からは、非音声言語については、「趣旨は理解した。この問題については、今後調査を行っていくべきでないかと考えている。」との発言がありました。
　しかし、障害者権利条約においては「非音声言語」、つまり手話ではなく、音声でもない、いわゆるノンバーバルな形態をも言語であると認識されているわけですから、改めて調査をする必要がどこにあるのでしょうか？たとえば、生まれつき聞くこと、見ることができない状態にある子供たちにはどのように言葉を教えるのでしょうか？ちょっと考えてみればわかることではないのでしょうか？
　言語は教育とも密接につながっています。その教育に関する要望に対しては、文部科学省から次のような発言がありました。
　『前回まで門川委員から、障害者権利条約第２４条第３項（ｃ）に「盲ろう者」とある点について、学習指導要領に盲ろう教育に特化した記述がないことについての御意見を頂戴いたしました。そのことについて、状況も含め、少しお話をさせていただきます。
　特別支援学校の学習指導要領には、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、病弱者、知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校に関する記載がございます。そして、重複障害者等に対する教育課程の取り扱いについて記載もされているところでございます。
　学校教育法の施行規則になりますけれども、第１３１条第１項におきまして、重複障害の児童・生徒に対しては、特別の教育課程を編成することができると規定されてございます。ただし、重複障害の児童・生徒等につきましては、障害の組み合わせ、あるいは障害の状態がさまざまであり、それぞれの教育的ニーズに応じた支援を行うことが必要であるために、学習指導要領には盲ろう教育について特化した記載はされていないという状況でございます。しかしながら、盲ろう教育につきましては、今後検討が必要な重要な課題であると認識しているという状況でございます。』（以上、第２８回政策委員会議事録より抜粋）
　委員長宛の要望内容からもわかるように、「言語における非音声言語」や「盲ろう教育」の問題はわれわれ盲ろう者にとっては重要な課題だと考えています。これからも粘り強く理解を求めていきましょう。次回の報告書提出の際には、盲ろう者の立場から良い報告ができることを期待したいです。**

**３　東海・北陸ブロックの動き
委員　　福山　佳代

　東海・北陸ブロックでは、ブロック長が中心になって、ブロックМＬを使って、「今後の活動について」というテーマで、ブロック会議や交流会のあり方についてを話し合っているところです。
今後も親睦を深めながら、よりよい活動ができるようにと願っています。
　続いて、以下は福井盲ろう者友の会設立準備支援委員会の現状報告と富山盲ろう者友の会から近況報告をいただきましたので、ご覧ください。

福井盲ろう者友の会設立準備支援委員会
盲ろう者代表　　青山　昭一

　昨年の全国盲ろう者大会で簡単に報告したとおり、今年の４月から友の会を設立して、交流を中心とした活動を行っていけるように準備を進めています。
　まだ、確実に４月から活動ができるかどうか、わかりませんが、今年中に設立して活動したいと思っています。設立ができた時、活動が落ち着いてきたらお祝い会をしたいです。その時にみんなを招待することは難しいですが、東海北陸ブロックの盲ろう者には呼びかけてみたいと思います。
　設立する時は、友の会の会員になるのは、ほとんど光道園という施設に入っている盲ろう者ですが、２、３人ほど地域の盲ろう者も入ってくれるかもしれません。
　地域（在宅）には、きっと家に引きこもっていたり、一人ぼっちで寂しい思いをしている盲ろう者もいるはずです。
　これからは、もっと地域で暮らしている盲ろう者にも呼びかけて、会員を増やしていけるように通訳・介助員や協力してくれる人たちと力を合わせていきたいと思います。
　これからもご支援よろしくお願いいたします。

代筆
社会福祉法人 光道園　光が丘ワークセンター
職員　　吉田　正樹**

 **『市町村回りを行って』
富山盲ろう者友の会　会長　　九曜　弘次郎

　全国の皆様いかがお過ごしでしょうか。
　こちら富山では珍しく、雪のない暖かな正月を迎えました。しかし、1月も終わりに近づきとうとう雪が積もり寒い日が続いています。
　さて、富山盲ろう者友の会では、12月上旬から下旬にかけて、市町村回りを行いました。これは盲ろう者の掘り起こしを目的に行っているもので、富山県内市町村の障害福祉課を訪問しています。各市町村の障害福祉課の方に盲ろう者友の会や、通訳・介助員派遣事業について知っていただき、また各市町村にお住まいの盲ろう者に関する情報交換を目的に行っています。
　今回の市町村回りで感じたことは、以前から担当されている方は以前の訪問を覚えてくださっていて、盲ろう者についてもある程度把握されている一方、新しく担当者が変わった市町村では、盲ろう者の実態を把握されていなかったり、また以前訪問したことについてご存知ないというところもありました。
　さらに、盲ろう者に関する情報提供をお願いしたところ、「音声読書機の申請があったので給付した」、「音訳図書を聞いておられる」などといわれるので、それは本当に盲ろう者のことなのだろうか？と疑問に思い詳しくお話を伺ってみると、実はそれは盲ろう者のことではなく、視覚障害者の方のことだった、ということがありました。
　視覚障害者や聴覚障害者に関しては、担当者が変わっても引き継がれていて、実態も把握されているのに対して、盲ろう者に関しては人数や実態が把握されていない、そして担当者が変わると前回のことが引き継がれていないという、厳しい現状を目の当たりにしました。
　その一方で、自治体が発行している障害者のガイドブックに、盲ろう者について載せていただけることになった自治体もあります。
　盲ろう者について知っていただけるよう、地道ではありますが、これからも啓発活動に取り組んでいきたいと思います。**

**４　連絡協議会の活動報告
　２０１５年８月２９日以降、以下の活動を行いました。

１０月１０日（土）
　第２５回全国盲ろう者大会第１回実行委員会出席（福岡）
１０月１５日（水）
　メールマガジン第２７号発行
１２月１５日（火）
　メールマガジン第２８号発行
１月１３日（水）
　第２５回全国盲ろう者大会第２回実行委員会出席（福岡）
２月１５日（月）
　機関誌第１７号発行

※その他、障害者政策委員会、聴覚障害者制度改革推進中央本部、日本障害フォーラム等の各種会議に、盲ろうの代表として全国盲ろう者協会の名前で出席し、意見書提出等に取り組みました。また、全国盲ろう者団体ニューリーダー育成研修会および第２５回全国盲ろう者大会（福岡）実行委員会の企画運営に参加しました。**

**５　連絡協議会加盟団体
　現在、加盟団体は33団体です。

札幌盲ろう者福祉協会
岩手盲ろう者友の会
山形県盲ろう者友の会
栃木盲ろう者友の会「ひばり」
ＮＰＯ法人群馬盲ろう者つるの会
埼玉盲ろう者友の会
ＮＰＯ法人千葉盲ろう者友の会
ＮＰＯ法人東京盲ろう者友の会
神奈川盲ろう者ゆりの会
新潟盲ろう者友の会
富山盲ろう者友の会
石川盲ろう者友の会
岐阜盲ろう者友の会
静岡盲ろう者友の会
愛知盲ろう者友の会
三重盲ろう者きらりの会
ＮＰＯ法人しが盲ろう者友の会
京都盲ろう者ほほえみの会
ＮＰＯ法人大阪盲ろう者友の会
ＮＰＯ法人視聴覚二重障害者福祉センター「すまいる」
ＮＰＯ法人兵庫盲ろう者友の会
奈良盲ろう者友の会「やまとの輪」
ＮＰＯ法人和歌山盲ろう者友の会
岡山盲ろう者友の会
広島盲ろう者友の会
山口盲ろう者友の会
徳島盲ろう者友の会
香川盲ろう者友の会
ＮＰＯ法人えひめ盲ろう者友の会
福岡盲ろう者友の会
長崎盲ろう者友の会
熊本盲ろう者夢の会
沖縄盲ろう者友の会**

**６　編集後記**

**編集担当委員　　関　厚博**

**２月に入り、まだまだ寒い日が続いていますが、皆さんいかがお過ごしでしょうか？１月には、何回か雪の予報が出されていましたが、実際に降ったのは１回だけでした。私の住んでいる地域はあまり雪が降らないし、降ってもすぐに溶けてなくなります。私は北海道育ちということもあってか、雪の予報が出るたびにちょっと騒ぎすぎでは？と感じています。それにしても、今年は記録的寒波の影響で沖縄本島や台湾にも雪が降ったりして死者まで出ているそうです。**

**ところで、盲ろうの啓発活動としては、友の会のパンフレットを作って、市役所や病院、学校などで配布したり、啓発イベントに参加して配布するなどの取り組みは各地域で行われていると思います。最近はメディアとしてインターネットが普及していることに注目して、インターネットを活用する方法があります。友の会のホームページを作ったり、フェイスブックやユーチューブなどで盲ろう者について知ってもらうという取り組みをしている団体もあるでしょう。私が今取り組んでいる啓発ビデオ作りでは、映像を使ってよりわかりやすい形で盲ろうについて理解を深められるよう取り組んでいます。今年度中に仕上げて来年度より活用を目指しています。**

**さて、機関誌１７号はいかがでしたか？次回は、４月にメルマガを発行予定です。お楽しみに！**